

(設置)

第1条 市民に自然環境の中で憩いと安らぎの場を提供するとともに観光の振興を図るため、相生市立羅漢の里(以下「羅漢の里」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 羅漢の里の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 相生市立羅漢の里

位置 相生市矢野町瓜生字羅漢口28番地

(施設)

第3条 羅漢の里に、次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) テント村
- (2) コテージ
- (3) 休憩所
- (4) 創造センター
- (5) 研修センター

(一部改正〔昭和62年3月31日・平成15年3月14日〕)

(指定管理者による管理)

第4条 羅漢の里の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(追加〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕)

(利用時間)

第5条 施設の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(追加〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕)

(休館日)

第6条 施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(追加〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 羅漢の里の利用の許可に関する業務
- (2) 第8条に規定する羅漢の里の利用に係る料金(法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下「利用料金」という。)の徴収、減免及び返還に関する業務
- (3) 羅漢の里の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、羅漢の里の運営に関し、市長が特に必要と認める業務

(追加〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕)

(利用の許可)

第8条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(一部改正し繰下〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕)

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、その利用が次の各号の一に該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設の管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (3) その他利用が不適当と認められるとき。

(追加〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕)

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、又は施設の管理上特に必要があるときは、利用の許可を取消し、又は利用を制限若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により、利用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (3) その他管理上支障があると認めたとき。

(全部改正し繰下〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕)

(利用料金等)

第11条 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が規則で定める特別な理由があると認めたときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。
- 3 利用料金は、[別表第2](#)に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 4 指定管理者は、[別表第2](#)に定める利用料金以外に、利用料金を定める必要があるときは、[別表第2](#)に定める額に準じ、あらかじめ市長の承認を得てその額を定める。
- 5 市長は、利用料金の承認を行ったときは、住民への周知に努めなければならない。
- 6 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

(全部改正し繰下〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、市長が定める規則により利用料金を減額し、又は免除することができる。

(繰下〔平成17年12月21日〕、全部改正〔平成20年12月19日〕)

(原状回復義務)

第13条 利用者が羅漢の里の利用を終ったとき、又は[第10条](#)の規定により利用の許可を取消され、又は利用を制限若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(追加〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕)

(損害賠償)

第14条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用に際して、施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(繰下〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(繰下〔平成17年12月21日〕)

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月26日)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成4年6月1日から施行し、平成4年7月分の使用料から適用し、第5条の規定は、平成4年9月1日から、第20条の規定は、平成4年6月1日から施行する。

(相生市公民館使用料条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条及び第3条、第6条及び第7条、第9条及び第10条、第12条から第15条まで並びに第17条から第19条までの規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に当該施設を使用する者で、施行日前に使用許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月21日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以降に当該施設を使用する者で、この条例による改正前の規定により使用許可を受けた者のうち、この条例による改正後の相当規定を適用した場合に納入済使用料の額が過納となるものについては、納入済使用料のうち過納となる額を返還するものとする。

附 則(平成9年3月28日抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。〔後略〕

(相生市民会館使用条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条、第2条、第6条から第10条まで、第12条及び第14条から第20条までの規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に当該施設を使用する者で、施行日前に使用許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月14日)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(事前準備)

2 第4条の規定による指定及び当該指定に関し必要な事項は、この条例の施行の日前においても、相生市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第18号)の規定により行うことができる。

附 則(平成20年12月19日)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に当該施設を使用する者で、施行日前に使用許可を受けたものの使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月22日抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

(施設の使用等に係る経過措置)

2 第1条及び第3条から第13条までの規定の施行の日以後に当該施設を使用又は利用する者で、同日前に使用許可又は利用許可を受けたものの使用料又は利用料については、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

(追加〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕)

施設利用時間表

施設名	単位	利用時間
テント村	1日	24時間以内
コテージ	1泊	16時—翌日10時
	休憩	11時—15時
休憩所	休憩	9時—21時
創造センター	1日	9時—17時
研修センター	1時間	9時—21時

別表第2(第11条関係)

(一部改正〔昭和62年3月31日・平成2年3月26日・4年3月31日・8年3月21日〕、全部改正〔平成9年3月28日〕、一部改正〔平成15年3月14日〕、一部改正し繰下〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成20年12月19日〕、全部改正〔平成31年3月22日〕)

施設利用料金表

基本料金

施設名		単位	利用料金
テント村		1区画1日につき	円 1,500
コテージ	大	1棟1泊につき	45,000
		1棟1時間につき(休憩)	2,550
	小	1棟1泊につき	19,500
		1棟1時間につき(休憩)	1,200
研修センター		多目的ホール 1時間につき	1,050
		小会議室Ⅰ 1時間につき	600
		小会議室Ⅱ 1時間につき	600
		研修室 1時間につき	450
		教養文化室 1時間につき	450

(備考)

(1) コテージの休憩は、宿泊者の休憩に限る。

(趣旨)

第1条 この規則は、相生市立羅漢の里の設置及び管理に関する条例(昭和61年条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条の規定により条例第3条に規定する施設(以下「施設」という。)の利用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 施設利用許可申請の受理は、施設の利用の日前3月以内のものについて行うものとする。ただし、施設の利用の日が7月20日から8月31日までの施設利用許可申請の受理については、4月15日(その日が日曜日にあたるときは、その翌日)から行うものとする。

(一部改正〔平成3年3月30日・15年3月31日〕、一部改正し繰上〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成26年3月28日〕)

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、施設の利用を許可したときは、指定管理者が定める許可書を申請者に交付するものとする。

2 利用許可の順位は、利用の申込みを受理した順位によるものとする。ただし、指定管理者が公益上特に必要と認めたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成3年3月30日・15年3月31日〕、一部改正し繰上〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成26年3月28日〕)

(利用許可の変更)

第4条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者が定める申請書により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用変更を許可したときは、指定管理者が定める許可書を交付するものとする。

(一部改正し繰上〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成26年3月28日〕)

(利用の取消し)

第5条 利用者が施設の利用を取消すときは、直ちに指定管理者が定める取消届に許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用取消しを承認したときは、指定管理者が定める承認書を交付するものとする。この場合、第7条の規定により利用料金を返還する必要があるときは、指定管理者は、指定管理者が定める通知書により、その返還額を通知するものとする。

(一部改正し繰上〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成26年3月28日・29年3月30日〕)

(利用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、条例第10条の規定により、利用を停止させ、又は利用許可を取消すときは、指定管理者の定める通知書を交付して行うものとする。

(追加〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成26年3月28日〕)

(利用料金の返還)

第7条 条例第11条第2項ただし書に規定する利用料金の返還は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災地変その他利用者の責によらない理由により利用することができなくなつたとき 全額
- (2) 天災地変その他利用者の責によらない理由により中止しなければならなくなつたとき 5割に相当する額
- (3) 利用者が利用期日前7日前までに利用の取消し、又は変更を申し出た場合で、正当な理由があると認めるとき 5割に相当する額

(一部改正〔平成17年12月21日・26年3月28日〕)

(利用料金の減免)

第8条 条例第12条に規定する利用料金を減免する場合及び減免額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市が利用する場合 全額
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく市内の各学校が授業時数内の授業として利用する場合 5割に相当する額
 - (3) 市長が減免すべき正当な理由があると認めるもの 市長がその都度定める額
- (一部改正〔昭和62年3月31日・平成2年3月30日〕、一部改正し繰上〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成26年3月28日〕)

(行為の禁止)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (4) 施設において営業及び宣伝を行うこと。
- (5) その他管理に必要な指示に違反すること。

(繰上〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成26年3月28日〕)

(施設の損傷等の届出)

第10条 利用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者が定める施設破損(滅失)届を指定管理者に提出しなければならない。

(一部改正し繰上〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成26年3月28日・29年3月30日〕)

(係員の立入)

第11条 管理人その他係員(以下「管理人等」という。)が管理の必要上立入を要求したときは、利用者はこれを拒むことができない。

(繰上〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成26年3月28日〕)

(利用後の点検)

第12条 利用者は、その利用を終ったときは、管理人等の点検を受けなければならない。

(繰上〔平成17年12月21日〕、一部改正〔平成26年3月28日〕)

(補則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は市長が定める。

(繰上〔平成17年12月21日〕)

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月30日)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月19日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則により改正された様式のうち、この規則施行の際、現に使用中の様式については、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成8年3月22日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則により改正された様式のうち、この規則施行の際、現に使用中の様式については、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成15年3月31日)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則により改正された様式のうち、この規則施行の際現に使用中の様式については、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成17年12月21日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

2 この規則により改正された様式のうち、この規則施行の際、現に使用中の様式については、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成19年3月27日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則により改正された様式のうち、この規則施行の際、現に使用中の様式については、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成26年3月28日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則により改正された様式のうち、この規則施行の際、現に使用中の様式については、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成29年3月30日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

過去 4 年間の利用状況一覧及び減免実績表
(羅漢の里)

(1) 利用状況

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
コ テ ー ジ	6,722 人	7,598 人	6,980 人	7,383 人
テ ン ト 村	3,655 人	4,330 人	4,330 人	3,143 人
研 修 セ ン タ ー	1,262 人	1,271 人	1,047 人	1,562 人
計	11,639 人	13,199 人	12,357 人	12,088 人

(2) 利用料金状況

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用料金収入額 A	18,219,750 円	20,276,350 円	18,764,950 円	19,566,900 円
上記のうち減免額 B	616,800 円	642,100 円	648,600 円	619,250 円
差引収入額 A－B	17,602,950 円	19,634,250 円	18,116,350 円	18,947,650 円

(3) 減免状況状況

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
4 月～6 月	17,000 円	32,900 円	34,750 円	19,400 円
7 月～9 月	21,850 円	19,750 円	25,100 円	22,450 円
10 月～12 月	551,550 円	563,000 円	565,050 円	556,300 円
1 月～3 月	26,400 円	26,450 円	23,700 円	21,100 円
合 計	616,800 円	642,100 円	648,600 円	619,250 円

羅漢の里委託料過去4年間の収支状況

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

指定管理者		神姫バスグループ共同事業体代表団体 株式会社ホープ						
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合 計	備 考	
収入	指定管理者への委託料 A	8,900,000	8,900,000	8,900,000	8,900,000	35,600,000		
	利用料金（全体） B	18,219,750	20,276,350	18,764,950	19,566,900	76,827,950		
	減免額 C	616,800	642,100	648,600	619,250	2,526,750		
	利用料金 D=B-C	17,602,950	19,634,250	18,116,350	18,947,650	74,301,200		
	飲食収入 E	5,880,528	7,117,279	6,846,189	6,059,993	25,903,989		
	イベント等収入 F	2,324,964	2,566,980	2,404,800	2,458,900	9,755,644		
	その他収入 G	353,482	462,095	644,624	367,333	1,827,534		
	合 計 (A+D+E+F+G)	35,061,924	38,680,604	36,911,963	36,733,876	147,388,367		
支出	売上原価	2,854,870	3,634,844	3,446,846	3,385,498	13,322,058		
	計 H	2,854,870	3,634,844	3,446,846	3,385,498	13,322,058		
	人件費	常勤職員賃金・賞与	3,558,312	3,565,130	3,916,079	4,487,119	15,526,640	
		賃金（臨時職員）	11,525,376	10,139,221	9,631,147	9,071,013	40,366,757	
		社会保険料	1,628,715	1,737,212	2,010,242	1,973,206	7,349,375	
		通勤旅費	341,370	294,429	302,081	318,667	1,256,547	
		計 I	17,053,773	15,735,992	15,859,549	15,850,005	64,499,319	
	事務費	広告宣伝費	38,290	0	282,861	119,900	441,051	ホームページ、パンフレット
		施設使用料	2,658,468	2,596,337	3,048,206	3,054,399	11,357,410	寝具レンタル、シーツリネン、事務機器リース
		通信運搬費	407,283	380,845	387,115	422,225	1,597,468	
		図書印刷費	207,206	123,136	163,625	172,510	666,477	利用申請書、複写機使用料
		諸手数料	630,243	680,037	719,765	613,516	2,643,561	宿泊予約手数料、振込手数料
		備用品費	1,892,381	1,400,105	1,800,987	1,450,780	6,544,253	被服費、事務用品、施設管理用品、飲食用品
		保険料	94,417	41,703	96,327	59,339	291,786	
		計 J	5,928,288	5,222,163	6,498,886	5,892,669	23,542,006	
	事業費	イベント費用	83,880	16,000	71,622	0	171,502	
		運営協議会委託料	0	0	0	0	0	
		開業準備人件費	0	0	0	0	0	
		計 K	83,880	16,000	71,622	0	171,502	
	管理費	光熱水費	4,818,280	3,854,955	4,203,557	4,207,993	17,084,785	電気代、水道料金、ガス代、ガソリン費
		施設修繕費	422,686	266,300	520,800	463,200	1,672,986	
		設備点検委託料	949,300	1,222,260	1,035,760	1,054,460	4,261,780	
		清掃業務委託料	6,159,533	6,729,057	6,827,891	5,797,788	25,514,269	シルバー人材センター（施設管理、清掃、宿直）
		車両償却費	0	298,319	0	0	298,319	
		特殊建築物検査料	0	0	0	0	0	
		計 L	12,349,799	12,370,891	12,588,008	11,523,441	48,832,139	
		管理費	施設・機器保守費用	0	67,716	68,871	132,326	268,913
	教育実習費		39,140	24,875	26,261	17,578	107,854	
	車検費用		84,570	5,500	86,240	0	176,310	
	備品買取費用		0	0	0	0	0	
	雑費等		92,744	29,295	36,384	35,782	194,205	
	租税公課		14,300	9,750	26,600	21,900	72,550	印紙税、自動車重量税、軽自動車税
	消費税		1,362,157	1,571,426	1,338,063	1,572,994	5,844,640	
	計 M		1,592,911	1,708,562	1,582,419	1,780,580	6,664,472	
	本社管理費		1,890,000	742,341	774,005	1,842,960	5,249,306	
	計 N		1,890,000	742,341	774,005	1,842,960	5,249,306	
	合 計 (H+I+J+K+L+M+N)		41,753,521	39,430,793	40,821,335	40,275,153	162,280,802	
収支差引額		△ 6,691,597	△ 750,189	△ 3,909,372	△ 3,541,277	△ 14,892,435		